

# 所得税の申告(確定申告)または市・県民税の申告は早めに

税の申告時期になりました。申告日程、会場等をご案内します。申告会場は混雑が予想されますので、郵送等による申告に協力ください。会場で申告される方は、必要書類などを事前に用意いただき、時間に余裕を持ってお越しください。

## 所得税の確定申告

申告書は自分で作成して郵送・e-Tax等で申告。所得税・消費税の確定申告書を提出される方は、「国税庁ホームページ」(http://www.nta.go.jp)で作成のうえ、郵送またはe-Tax等で早めの提出をお願いします。

の受付印が必要な方は、申告書、申告書控、返信用封筒(住所・氏名を記載し、必要な切手を貼付)を同封してください。所得税の還付申告は、2月15日(日)以前でも受け付けています。送付先・申告相談会場 所沢税務署(〒359-0002・並木1-7) 相談時間 午前9時～午後5時

納期限 4月2日(月) 振替日 4月26日(月) 振替口座 4月20日(金) 消費税込および地方消費税 (個人事業者) 納期限 4月2日(月) 振替日 4月26日(月) 振替口座 4月20日(金)

市・県民税の申告が必要な方は、市・県民税の申告書(3ページ)と「市・県民税の申告に必要な方チェック表」をご確認ください。

平成18年中に所沢市に転入した方や会社を退職した方には、申告書を送付していません。申告書が必要な方は、市民税課または出張所に用意してある申告書を使用してください。

税理士による申告無料相談 税理士事務所では、申告相談および申告書の作成を無料で行います。2月1日(日)～15日(木) (土・日曜日、祝日を除く) 対象 次のいずれかの方

【所得税の確定申告】 2月16日(金)～3月15日(木) 【市・県民税の申告】 2月7日(水)～3月15日(木)

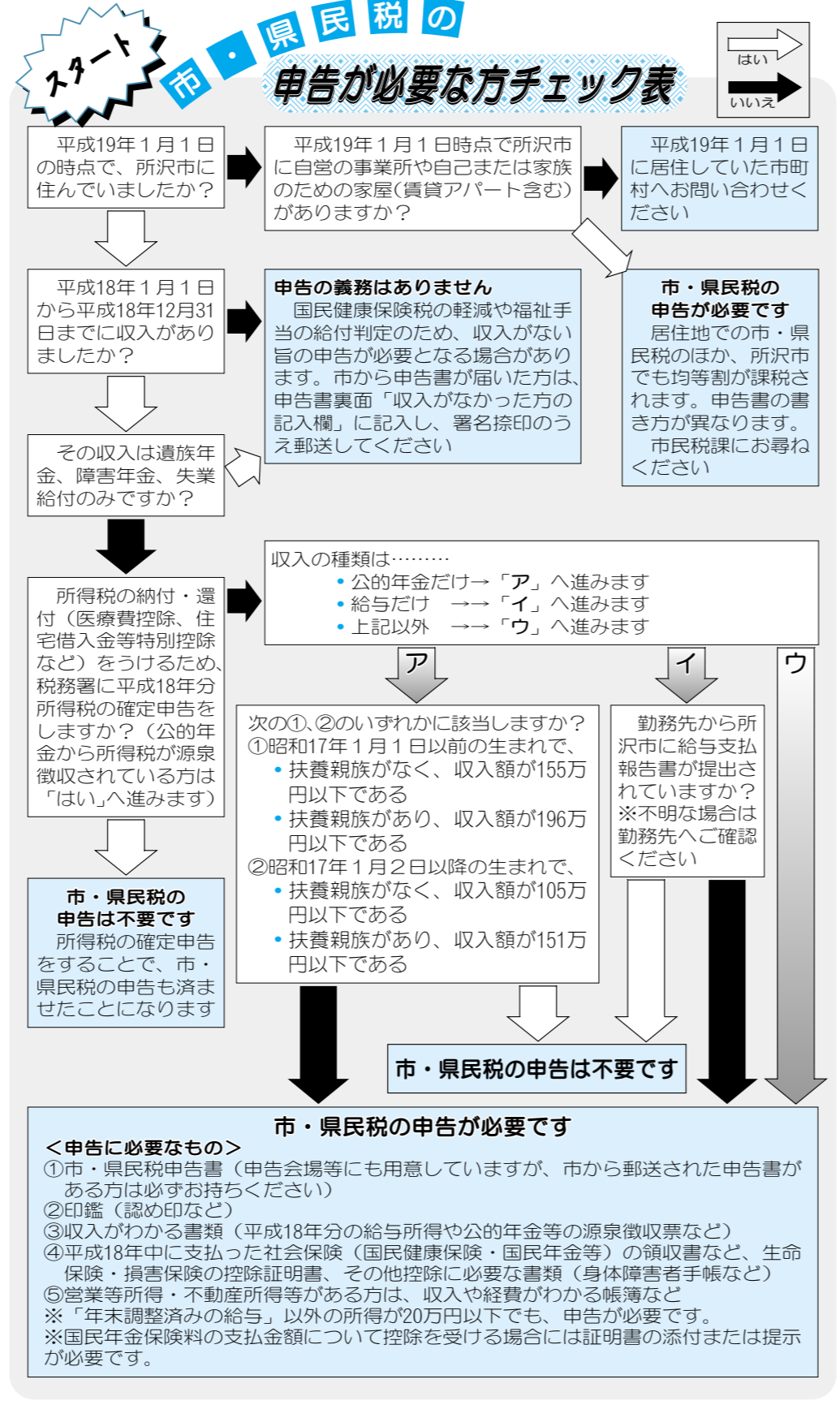
確定申告で税金が戻る方、給与所得者で、雑損、医療費、寄付金・住宅借入金等特別控除等を受けることができる方。平成18年中途で退職したあと、就職しなかった方、年末調整を受けなかった方、年末調整を受けなかった方、振込口座の記載は正確にお願いします。

市・県民税の申告は税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。3月15日(木)までに申告してください。なお、市ホームページでも市・

市・県民税申告受付日程表(受付時間:午前9時～午後4時) 受付日 申告会場 対象地域 2月7日(水) 吾妻公民館 久米・荒幡・松が丘1～2丁目

市・県民税申告書の入手 市・県民税申告書は、前年度に同申告書を出した方(2月1日)から郵送します。

市・県民税申告書の受付 市役所8階大会議室、各公民館等(左記日程表参照) 受付時間 午前9時～午後4時 送付先・問い合わせ 市民税課 359-8501・並木1-1-1/32 998-9064・FAX 29998-9409



### 介護保険にかかわる 税申告時の所得控除のお知らせ

①介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。ただし、年金から保険料を引かれている場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。②左表の介護サービスの利用料は、医療費控除の対象になります。

### 医療費控除対象表

施設	対象サービス	対象金額
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額の合計の2分の1 ③特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	介護老人保健施設	1割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額 ③特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	介護療養型医療施設	1割自己負担額 ③特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
福祉系	訪問介護(生活援助を除く)	1割自己負担額
	訪問入浴介護	③居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられ、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。
	通所介護(デイサービス)	③保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分は、控除の対象になりません。
	短期入所生活介護(ショートステイ)	③保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も、控除の対象になります。
医療系	訪問看護	サービス利用の際の自己負担額と食費、滞在にかかる自己負担額
	訪問リハビリテーション	③特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	居宅療養管理指導	③保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も、控除の対象になります。
	通所リハビリテーション(デイケア)	③特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
おむつ代	おむつ代	おむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要になります。2年目以降は、要介護認定者で当該年に作成された主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められれば、市が発行する確認書(発行までに1週間程度かかります)の添付で医療費控除を受けることができます。

### 留意事項

右表の対象サービスには介護予防サービスも含まれます。医療費控除の申告は、所定の事項が記載されている領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や助成金等、保険からの払い戻しや利用料の補てんがある場合は、支払った金額から補てんされる額を差し引いて申告することになります。

## 平成19年から 税源移譲

「地方にできることは地方に」という考えのもと三位一体改革(用語説明参照)が進められています。この改革の柱として、平成19年から、国から地方へ税源移譲が行われます。 ※問い合わせ 市民税課 (☎2998-9064・FAX2998-9409)

### 市・県民税が変わります

①国の税金(所得税)を減らし、その分地方の税金(市・県民税)を増やす。②国の税金(所得税)と地方の税金(市・県民税)を合計した納税者の負担額は極力変わらないように配慮する。さて、税源移譲によって実際の税金はどのようになるのでしょうか? 太郎さん(68歳)の2人暮らしの場合、収入は年金のみで、太郎さん年間260万円、花子さん年間70万円の場合を具体的にみてみましょう。なお、花子さんは税金の対象になりません。

### 太郎さんと花子さんの場合

	所得税	市・県民税
平成18年/移譲前	定率減税 4,900円あり 44,100円	定率減税 2,300円あり 31,200円
平成19年/移譲後	定率減税廃止 24,500円	定率減税廃止 58,000円
実際の増減額(移譲による増減額)	▲19,600円 (▲24,500円)	+26,800円 (+24,500円)

①一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

左表をご覧ください。市・県民税を見ると、昨年(平成18年)は31,200円、今年(平成19年)は58,000円となり、昨年と比べて26,800円上がっています。これは税源移譲と定率減税の廃止という2つの理由によるものです。税源移譲によって24,500円上がります。それに定率減税の廃止の分が加わって26,800円になります。このように税額が上がるのは、今年6月に通知する分からです。一方、所得税は減額されます。税源移譲で24,500円下がります。税率減税の廃止で税額が上がり、その分を合わせて19,600円下がります。平成19年からは年金が支給される時に、差し引かれる所得税が減ります。これは平成19年以降の年金払込通知が確認できます。したがって、移譲による増減額は、所得税と市・県民税ともに24,500円、負担は変わっていません。しかし、それと定率減税が廃止されるため、その分負担が増えることとなります。